

(別紙)

新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 鳥取県、米子市、大山町</p> <p>3 地域再生計画の区域 米子市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡大山町の区域の一部 (地方港湾赤碕港、地方港湾逢坂港、一種漁港皆生漁港、一種漁港御崎漁港及び二種漁港泊漁港)</p> <p>4 地域再生計画の目標 赤碕港、逢坂港、皆生漁港、御崎漁港及び泊漁港は、鳥取県の中西部に位置し、北は日本海、南には中国地方最高峰の大山(通称伯耆富士)がそびえ、大変自然豊かな場所に位置している。またこれら5港の沿岸は遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に非常に適しており、古くから沿岸漁業として県内屈指の漁獲量を誇ってきた地域である。 しかしながら、鳥取県全体の漁獲量は近年減少傾向であるため漁業従事者もそれに引きずられるように減少しており、平成5年に2,099人であった漁業従事者が平成15年には1,540人となるなど10年間で559人(約24パーセント)も減少している。また、平成15年における年代別の漁業従事者では、50歳以上が70.2パーセント、60歳以上が43.9パーセントであるなど高齢化が顕著となっており、このことは赤碕港、逢坂港、皆生漁港、御崎漁港及び泊漁港においても差し迫った問題となっている。 (中略) 逢坂港及び御崎漁港においても高齢化は深刻な課題であり、担い手育成事業等を活用し、若手漁業者が若干ではあるが増えているところである。しかし、両港とも外郭施設が不十分なことから港内の静穏度が保たれていないため、荒天時には漁船の係留に支障をきたしている状態である。また、両港とも荷さばき施設を有していないことから、この2港を基地としている漁業者は、水揚げした水産物を20キロメートル以上離れた倉吉市の魚市場まで運搬して競りにかけている状況であり、新たな担い手が育ちづらい状況にある。</p>	<p>(略)</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 鳥取県、米子市、西伯郡大山町</p> <p>3 地域再生計画の区域 鳥取県米子市、琴浦町及び大山町の区域の一部 (地方港湾赤碕港、地方港湾逢坂港、一種漁港皆生漁港及び一種漁港御崎漁港)</p> <p>4 地域再生計画の目標 赤碕港、逢坂港、皆生漁港及び御崎漁港は、鳥取県の中西部に位置し、北は日本海、南には中国地方最高峰の大山(通称伯耆富士)がそびえ、大変自然豊かな場所に位置している。またこれら4港の沿岸は遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に非常に適しており、古くから沿岸漁業として県内屈指の漁獲量を誇ってきた地域である。 しかしながら、鳥取県全体の漁獲量は近年減少傾向であるため漁業従事者もそれに引きずられるように減少しており、平成5年に2,099人であった漁業従事者が平成15年には1,540人となるなど10年間で559人(約24パーセント)も減少している。また、平成15年における年代別の漁業従事者では、50歳以上が70.2パーセント、60歳以上が43.9パーセントであるなど高齢化が顕著となっており、このことは赤碕港、逢坂港、皆生漁港及び御崎漁港においても差し迫った問題となっている。 (中略) 逢坂港及び御崎漁港においても高齢化は深刻な課題であり、担い手育成事業等を活用し、若手漁業者が若干ではあるが増えているところである。しかし、両港とも外郭施設が不十分なことから港内の静穏度が保たれていないため、荒天時には漁船の係留に支障をきたしている状態である。また、両港とも荷さばき施設を有していないことから、この2港を基地としている漁業者は、水揚げした水産物を20キロメートル以上離れた倉吉市の魚市場まで運搬して競りにかけている状況であり、新たな担い手が育ちづらい状況にある。</p>

新	旧
<p>皆生漁港でも高齢化問題は同様であるが、航路及び泊地の静穏度が悪い ため、危険な操船、係留している漁船の破損等が生じ、また漂砂による砂 の堆積が著しいため、出漁できない期間がある等、安全安心な漁業活動が できない状況にあり、これらが新たな担い手の育たない要因となっている。 <u>泊漁港は、冬季風浪時等の波によって生じる衝撃音や家屋の振動が、新た な担い手の生活の場となる背後漁村の環境を悪化させている状況にある。</u> <u>また、港内静穏度が保たれていないため、荒天時には係留に支障をきたし ている状態である。</u></p> <p>このように、高齢化、漁獲量の減少、魚価の低迷等により漁業経営は非 常に苦しいものとなっており、安全・安心な漁業環境の整備（防波堤・波 除堤整備）や藻場造成による漁獲量の増加、担い手の育成など地域再生の ための施策が強く望まれている。</p> <p>このため各港の状況を踏まえた地域再生に寄与する次のような施設整備 が重要となっている。赤碕港では、静穏度確保のための防波堤整備及び水 揚げされた水産物を安全に隣接する荷さばき施設まで運搬する臨港道路整 備、逢坂港では静穏度確保のための外郭施設整備、皆生漁港では静穏度確 保及び漂砂対策のための外郭施設整備、御崎漁港では静穏度確保のため の外郭施設整備及び新たな物揚場整備を行うこととしている。<u>泊漁港におい ては、振動騒音対策及び静穏度確保のため外郭施設の整備を行う。</u>これに より赤碕港においては陸揚げ時の軽労化が図られ、逢坂港・皆生漁港・御 崎漁港・泊漁港においても港内静穏度が向上し、安心して安全に作業を行 うことができ、高齢化にも対応し、<u>泊漁港では、背後漁村の生活環境が改 善され、ひいては漁業従事者の増加も見込まれる。</u></p> <p>これらの施設整備により、漁業活動の軽労化、安全化が図られ、高齢者 でも安心して安全で効率的に作業できる港を整備でき、港の背後集落にお いても地元漁協及び自治体の活動によって漁場の管理や後継者の育成を行 うことにより、安全・安心で持続可能な漁業環境を目指した港づくりを 行い、今後、更なる漁業の発展を図る。</p> <p>目標 1) 安全に安心して係留できる港の整備 港内静穏度の向上 (逢坂港：現在の93.5パーセントを97.5パーセントへ向上) 大型船舶(100トン級)に対応した係留施設の整備 (赤碕港：現在の0隻を3隻へ増加) 飽和状態にある小型船舶の係留施設の確保</p>	<p>皆生漁港でも高齢化問題は同様であるが、航路及び泊地の静穏度が悪い ため、危険な操船、係留している漁船の破損等が生じ、また漂砂による砂 の堆積が著しいため、出漁できない期間がある等、安全安心な漁業活動が できない状況にあり、これらが新たな担い手の育たない要因となっている。</p> <p>このように、高齢化、漁獲量の減少、魚価の低迷等により漁業経営は非 常に苦しいものとなっており、安全・安心な漁業環境の整備（防波堤・波 除堤整備）や藻場造成による漁獲量の増加、担い手の育成など地域再生の ための施策が強く望まれている。</p> <p>このため各港の状況を踏まえた地域再生に寄与する次のような施設整備 が重要となっている。赤碕港では、静穏度確保のための防波堤整備及び水 揚げされた水産物を安全に隣接する荷さばき施設まで運搬する臨港道路整 備、逢坂港では静穏度確保のための外郭施設整備、皆生漁港では静穏度確 保及び漂砂対策のための外郭施設整備、御崎漁港では静穏度確保のため の外郭施設整備及び新たな物揚場整備を行うこととしている。これにより赤 碕港においては陸揚げ時の軽労化が図られ、逢坂港・皆生漁港・御崎漁港 においても港内静穏度が向上し、安心して安全に作業を行うことができ、 高齢化にも対応し、ひいては漁業従事者の増加も見込まれる。</p> <p>これらの施設整備により、漁業活動の軽労化、安全化が図られ、高齢者 でも安心して安全で効率的に作業できる港を整備でき、港の背後集落にお いても地元漁協及び自治体の活動によって漁場の管理や後継者の育成を 行うことにより、安全・安心で持続可能な漁業環境を目指した港づくり を行い、今後、更なる漁業の発展を図る。</p> <p>目標 1) 安全に安心して係留できる港の整備 港内静穏度の向上 (逢坂港：現在の93.5パーセントを97.5パーセントへ向上) 大型船舶(100トン級)に対応した係留施設の整備 (赤碕港：現在の0隻を3隻へ増加) 飽和状態にある小型船舶の係留施設の確保</p>

新	旧
<p>(赤碕港：現在の岸壁充足率 57 パーセントを 73 パーセントへ向上) (皆生漁港：現在の岸壁充足率 64 パーセントを 83 パーセントへ向上) (泊漁港：現在の安全係船岸率 83 パーセントを 86 パーセントへ向上)</p>	<p>(赤碕港：現在の岸壁充足率 57 パーセントを 73 パーセントへ向上) (皆生漁港：現在の岸壁充足率 64 パーセントを 83 パーセントへ向上)</p>
<p>目標 2) 漁業従事者減少の抑制に寄与 若手漁業者の育成、漁業就労者の維持 (各港：平成 15 年度漁業就労者人口 (183 人) の現状維持)</p>	<p>目標 2) 漁業従事者減少の抑制に寄与 若手漁業者の育成、漁業就労者の維持 (各港：平成 15 年度漁業就労者人口 (133 人) の現状維持)</p>
<p>5 目標を達成するために行う事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p>
<p>5-1 全体の概要 (略)</p>	<p>5-1 全体の概要 (略)</p>
<p>5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業 港整備交付金を活用する事業</p>	<p>5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業 港整備交付金を活用する事業</p>
<p>整備箇所は、別添整備箇所を示す図面による。</p>	<p>整備箇所は、別添整備箇所を示す図面による。</p>
<p>[施設の種類と事業主体]</p>	<p>[施設の種類と事業主体]</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設 (赤碕港、逢坂港) 鳥取県 ・ 漁港施設 (皆生漁港、御崎漁港) 米子市、大山町 (泊漁港) 鳥取県 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設 (赤碕港、逢坂港) 鳥取県 ・ 漁港施設 (皆生漁港、御崎漁港) 米子市、大山町
<p>[整備量]</p>	<p>[整備量]</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設・・・防波堤、波除堤、泊地浚渫、臨港道路 ・ 漁港施設・・・防波堤、物揚場、護岸、泊地浚渫、臨港道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設・・・防波堤、波除堤、泊地浚渫、臨港道路 ・ 漁港施設・・・防波堤、物揚場、護岸、泊地浚渫、臨港道路
<p>[事業期間]</p>	<p>[事業期間]</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設・・・平成 18 年度～平成 22 年度 ・ 漁港施設・・・平成 18 年度～平成 22 年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設・・・平成 18 年度～平成 22 年度 ・ 漁港施設・・・平成 18 年度～平成 22 年度
<p>[事業費]</p>	<p>[事業費]</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 <u>3,324,000 千円</u> (うち交付金 <u>1,503,500 千円</u>) 港湾施設 <u>1,585,000 千円</u> (うち交付金 <u>634,000 千円</u>) 漁港施設 <u>1,739,000 千円</u> (うち交付金 <u>869,500 千円</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 <u>2,664,000 千円</u> (うち交付金 <u>1,193,500 千円</u>) 港湾施設 <u>1,385,000 千円</u> (うち交付金 <u>554,000 千円</u>) 漁港施設 <u>1,279,000 千円</u> (うち交付金 <u>639,500 千円</u>)

新	旧
<p>5-3 その他の事業 (略) (3) 漁業技術習得に係る事業 (3事業) ・漁業担い手育成研修事業 目 的 : 漁協が行う研修事業に対する助成 事業主体 : <u>県・市町村</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>5-3 その他の事業 (略) (3) 漁業技術習得に係る事業 (3事業) ・漁業担い手育成研修事業 目 的 : 漁協が行う研修事業に対する助成 事業主体 : <u>漁業協同組合</u></p> <p>(以下略)</p>